

(I10-1) 土木学会公益増進事業に係る資金に関する規則

平成21年7月17日	制 定
平成23年11月18日	一部改正
平成24年7月27日	〃
2020年1月17日	〃

(目的)

第1条 この規則は、土木学会公益増進事業規程（以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、公益増進資金に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(構成)

第2条 公益増進資金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益目的事業への資金として寄附された財産
- (2) 規程第3条に定める事業に使用することを指定して寄附された財産
- (3) 土木ボランティア寄附（doboku Voluntary donor）として受け入れた財産
- (4) 理事会において公益増進資金に繰り入れることを議決した財産

(使途)

第3条 規程第3条に定める事業への助成に限定し、事業実施に係る直接経費のみに充当する。

(活用)

第4条 公益増進資金は、次の2つに分類して活用する。

- (1) 一般型資金：原則として第2条第1号、第3号及び第4号に規定する財産をもって構成する資金
- (2) 指定型資金：原則として第2条第2号に規定する財産をもって構成する資金

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号の財産については、その20%を一般型資金とする。ただし、寄附にあたり一般型資金減免についての理由書（様式任意）が提出され、理事会がそれを承認した場合は、一般型資金を10%に減免することができる。

(管理運用)

第5条 公益増進資金は特定資産とし、公益増進資金のうち第2条第4号の財産は元本が回収できる見込みが高く、且つ、高い運用益が得られる方法で管理する。

2 前項の管理において生じた運用益は、一般形資金に繰り入れるものとする。

(充当)

第6条 公益増進資金については、計画的な取り崩し及び運用益により事業の実施に充当するものとする。

2 前項の取り崩し額及び運用益の額は、予算に計上しなければならない。

(処分)

第7条 公益増進資金については、事業の実施上やむを得ない事由により、予算に計上した計画的な取り崩し額を超えて資金及び運用益の全部又は一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(規則の変更)

第8条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則（平成21年7月17日 理事会議決） この内規は、平成21年7月17日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則（平成24年7月27日 理事会議決） この変更規則は、平成24年7月27日から施行する。

附則（2020年1月17日 理事会議決） この変更規則は、2020年1月17日から施行する。